

開催年月日
質問者
答弁者

平成30年4月4日(水)
日本共産党 宮川 潤 委員
少子高齢化対策監 粟井 是臣
高齢者支援局長 鈴木 隆浩
高齢者保健福祉課長 野崎 耕二

質問内容	答弁内容
<p>一 介護保険について 私からも、介護保険について質問させていただきたいと思います。 各市町村でそれぞれ3月で、第1回定例会が終わりましたので、そこで予算が確定いたしました。介護保険料も確定するという段階に至りました。 ただいまの御答弁の中で、西暦2000年で全道の保険料の月額平均が3,111円で、今年度第7期は、5,617円という答弁がありました。 18年の経過の中で、180%の値上げという計算になります。介護保険は3年に1度の改定でありますけれども、その都度、大変な値上げで介護保険の負担が非常に重いということは、度々私どもも聞いております。それで、国保料も値上げになる、介護保険も値上げになるということで、負担感については非常に重いということ聞いております。 厚生労働省の年金局の資料で、2004年度、平成16年度の厚生年金の老齢年金の平均月額が167,529円、2016年度、平成28年度で147,927円です。こちらは2004年から2016年の間で1万9,602円、2万円弱下がっているというのが現状であります。 国民年金の方は、2016年度、平成28年度までの12年間で、2,899円、3千円弱上がってはいますが、しかし、平均受給額は55,464円ですから、一人暮らしの生活保護費の約半額というのが現状であります。 私は、介護保険料の負担の重さは尋常じゃないと思いますけれども、年金天引きという方法で、有無を言わさぬ徴収というやり方で、高齢者の暮らしがその分しお寄せになっていると思います。</p> <p>(一) 保険料滞納者数及び額の推移について 65歳以上で、年金が月額で2万円未満の方のみが天引きできないので、納付書による納付、普通徴収となっております。 この年金が月2万円未満の方のみが、保険料を滞納する可能性が発生いたします。 そこで伺いますが、保険料の滞納者数及び自治体又は保険者の数及び滞納額について、お示しください。</p> <p>(二) 滞納者への措置状況について 25,994人、2万6千人弱の滞納者ということですが、これは年金の月額が2万円未満の方のみということで、ごく限られた低年金者の方に起きています。 介護保険料の滞納者ということで、私は、こういう低年金の方に滞納が起きているということですから、特別の配慮ある対応が必要というふうに考えております。 滞納者に対して、督促を行っていると思いますけれども、それでも払えない場合にどういった措置を取</p>	<p>【高齢者保健福祉課長】 本道におけます保険料滞納者数などについてでございますが、保険料の滞納者数につきましては、厚生労働省の介護保険事務調査における直近の数値を申し上げますと、2015年度で150保険者、25,994人となっております。 また、保険料の滞納額につきましては、厚生労働省の介護保険事業状況報告によりますと、2016年度で約10億300万円となっているところでございます。</p> <p>【高齢者保健福祉課長】 保険料滞納者への対応についてでございますが、保険料滞納者への対応といたしましては、被保険者間の給付と負担の公平性を確保する観点から、保険料を1年間納めていない場合には、介護費用の全額を一旦支払っていただいた後に9割又は8割相当額の払い戻しを受ける償還払いへの変更や、1年半以上納めていない場合につきましては、保険から給付を行わない保険給付の一時差止、また、保険料の徴収の権利は2年間で時効となりますが、過去10年間のうち、この徴収の権利が消滅している未納期間</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>っているのか、伺います。</p> <p>再一（二）滞納者への措置状況について ただいまの答弁で、1年滞納すると、介護サービスの利用料は通常1割負担ですけれども、10割全額を支払って、9割若しくは8割を還付するという答弁であります。滞納者は先ほども申し上げましたが、年金額2万円未満の方です。 そういった方に、一旦ということであっても、10割負担を支払うように求めるというのは、非常に過酷なことだと思いますし、9割若しくは8割還付するという御答弁でありましたけれども、その還付分を保険料滞納分に回すことで、還付していないという例もあるのではないかとというふうに考えられます。そうすると、10割全額払って還付もないということになります。 また、答弁で、1年6か月の滞納で保険給付の対象外になるということでもありますから、こうなると介護保険に入るという意味がなくなる。滞納している保険料を払う意欲も無くなるのではないかと思います。年金額2万円未満という方に対し、非常に過酷なペナルティだというふうに思います。 介護保険法の第一条は、加齢に伴って介護、看護等を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービス給付を行うということが法の趣旨であります。 この法律の中で、保険給付の制限ということも規定はされていますけれども、私は、ペナルティの機械的な適用はしないで、加入者の尊厳と生活を守る立場という立場で、状況をよく聞くということを前提にした対応を行うことが必要だと思いますが、どういう対応を行うのか、伺いたいと思います。</p> <p>[指摘] 低年金の方々に対しては、配慮ある対応をとということで、繰り返し指摘をしておきたいと思います。</p> <p>（三）高齢者人口の推移について 次に、今後のことについて伺いたいと思いますけれども、高齢者人口が増えていって、その後、減少していくと、こういう流れになると思いますけれども、75歳以上の人口の推移と今後の予測について、どのようにみているのか、伺います。</p> <p>（四）介護サービス量の推移について 先月30日ということで、最新の予測をお示しいただいたところでございますけれども、2030年</p>	<p>の長さに応じて、給付率を9割から7割へ引き下げることなどとなっているところでございます。</p> <p>【高齢者支援局長】 保険料滞納者への対応についてでございますが、保険料の滞納につきましては、高齢化が急速に進行する中、保険給付費の増大に伴う保険料の上昇や被保険者の方々の収入状況、さらには、高齢者を取り巻く環境の変化など、様々な要因があるものと考えております。 保険者である市町村では、保険料の滞納に対して、滞納のあったご本人の所得状況やご家族の事情等を把握した上で、納付相談などを行うほか、介護サービスを受ける際の利用料の負担が被保険者の方にとって過度にならないよう、高額介護サービス費の利用などについて、相談に応じているところでございます。 道といたしましては、被保険者の方が必要なサービスを利用できるよう、市町村に対し、滞納のあった方々のそれぞれの事情を十分に把握することや、きめ細かな相談の実施などについて、引き続き指導してまいりたいと考えております。</p> <p>【高齢者保健福祉課長】 75歳以上人口の推移についてでございますが、5年に1度の国勢調査の結果によりますと、本道の75歳以上人口は、介護保険制度創設時の2000年には約41万人、2015年には約77万人となっているところでございます。 また、本年4月からスタートしている第7期介護保険事業支援計画において、厚生労働省による市町村推計値を基に集計した結果、計画最終年度の2020年には約87万人、団塊の世代が75歳を迎える2025年に約102万人になると見込んでいます。先月30日に国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました将来推計人口では、2030年に75歳以上人口がピークとなり、約109万人となりますが、その後は減少いたします。2045年には、約104万人になると見込んでいます。</p> <p>【高齢者保健福祉課長】 今後の介護サービス量の見込みについてでございますが、第7期介護保険事業支援計画におきまして</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ころから減少というふうなことですけれども、一人あたりの介護サービス量は増え続けるというふうに考えられているそうですが、それぞれ人口減少と介護サービス料について検討して、本道の介護サービスの総量について、今後の見通しについてお示ください。</p> <p>(五) 今後の保険料の推移について 2020年度までのということでありましてけれども、介護の総量は増え続けるということでありまして。 高齢者人口もしばらくは増えるということでありましてから、介護の仕組みが現状のままで推移していけば、一人あたりの保険料が、今後どう推移していくと推計しているのか、ピークはいつどの程度の金額と推定しているのか、お示ください。</p> <p>(六) 保険料抑制について さりげなく答弁されましたが、7,310円というのは、私は大変な数字であると思います。 2000年に始まったときに、最初の答弁にありました3,111円ということで、始まりましたよね。その後、3年ごとに上がり続けて、その度に高い保険料だと言われて、今回5,617円、非常に負担が重いというふうに言われていますが、それで今後7,310円になったら、どういうことになりますか。先ほど滞納者について示されましたけれども、ますます増えるということになりませんか。大変な状況になっていくと思います。 年金受給額について先ほど申し上げました。下がってきている。高齢者の生活という点では、国保料は、2006年度に84,742円から、2011年度に92,717円、2016年度95,028円と上がり続けてきています。 灯油価格についても、一昨年60円程度だったものが、90円近くにまで上がって大変な負担になってきています。 高齢者の生活を守るために、7,310円というような高額な保険料は、私は負担に耐えられないと思うので、抑制しなくてはならないというふうに思います。それで、市町村の一般会計から、基金を経由するという、こういった方法も含めて、介護保険会計に繰り入れを行っているということも行われています。 実態はどうなっているのか。今後の保険料のあり方、高齢者負担の緩和についてどう考えておられるのか、うかがいます。</p> <p>[指摘] 先ほどの答弁にあった2025年、7,310円という高額な保険料に道民は耐えられないというふうに思いますので、その場合、国が支援するか、道が支援するか、市町村が財政出動するかということ</p>	<p>各市町村が介護保険事業の運営状況の分析や各種調査の結果などを踏まえて見込んだサービス量を集計いたしました結果、2020年度に訪問介護が2016年度実績の1.3倍、通所介護が1.1倍になるなど、介護療養型医療施設を除く全てのサービスにおきまして増加する見込みとなっているところでございます。</p> <p>【高齢者支援局長】 今後の保険料の推移についてでございますが、本道におきましては、高齢者人口の増加に伴い、介護サービス利用者や保険給付費が増加しており、保険料の改定ごとに保険料の全道月額平均が上昇するなど、今後も同様の傾向が予想されているところでございます。 保険料のピークにつきましては不明であります。が、第7期介護保険事業支援計画におきまして、厚生労働省による市町村推計値を基に、ごく粗い推計を行った結果、団塊の世代が75歳以上になります2025年における保険料の全道月額平均につきましては、今後、人口推計値の変化等により、変更の可能性はございますが、7,310円と見込んでいくところでございます。</p> <p>【少子高齢化対策監】 今後の対応についてでございます。 高齢化が進行する本道におきましては、介護を必要とする高齢者が今後ますます増加すると見込まれており、介護保険料の全道月額平均も上昇していくものと考えております。 こうした中、市町村の介護給付費準備基金への一般会計からの繰り入れなどの実態につきましては、把握をしておりますが、道におきましては、これまで、国に対しまして、給付と負担のバランスや国と地方の負担のあり方などについて十分に検討し、低所得の方々の負担軽減措置の拡充を行うよう要望するとともに、低所得の方々の負担をより軽減するため、保険料の多段階設定について市町村に働きかけてきているところでございます。 今後、こうした取組や各保健所による市町村の介護予防の取組への技術的支援を引き続き行いますほか、自立支援や重度化防止の取組を促進するなどして、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる体制づくりに取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>になりますが、私は、それをにらんで市町村がどう いう状況にあるのかというのは、道として、しっか りと掴まなければならないというふうに思います が、市町村の介護給付費準備基金に一般会計からど れだけ繰り入れて支援しているのか、実態をつかん でいないということでありました。</p> <p>それではだめですね。ぜひ市町村がどれほど努力 しているのか、介護保険料の負担増で大変だとい う加入者の状況について一番つかんでいるのは、や っぱり市町村だと思うのです。</p> <p>状況もわかっているし、だからこそ、準備基金に 一般会計から繰り入れるという努力もしている。</p> <p>そこをしっかりとまず掴むというところから始めて いただきたいのと同時に、国に対しての支援の要 請、道の支援について、ぜひ検討していただきたい と強く指摘して質問を終わります。</p>	